

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	豊田市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/todokede/service/1002831.html

執行機関名 豊田市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨にのっとり市が行う、特別支援学級への就学に係る奨励費の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		豊田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条別表第1の教育委員会の部1の項 特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨にのっとり市が行う、特別支援学級への就学に係る奨励費の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号) 第1条	豊田市特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱 第1条、第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、特別支援教育の振興を図るため、豊田市が行う特別支援教育就学奨励費の支給について必要な事項を定めるものとする。 第2条 特別支援教育就学奨励費(以下「奨励費」という。)の支給対象となる者は、豊田市立の小学校若しくは中学校の通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3(昭和28年政令第340号)に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級の児童若しくは生徒の保護者とする。
⑦独自利用事務の関連規範		豊田市特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱